

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規程に定める事項)

第2条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(第2種助産施設の職員の配置の基準)

第3条 第2種助産施設には、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。